

長野市政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月30日長野市規則第2号

改正

平成17年3月30日規則第14号

平成25年2月28日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市政務活動費の交付に関する条例（平成13年長野市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、長野市政務活動費交付申請書（様式第1号）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請書を提出した会派の代表者は、申請した事項に変更が生じたときは、長野市政務活動費交付申請事項変更承認申請書（様式第2号）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

3 会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、その旨を速やかに議長を経由して市長に届け出なければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、政務活動費の額を決定し、会派の代表者に通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、政務活動費の交付に係る月の6日までに、長野市政務活動費交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 条例第7条第1項に規定する収支報告書は、長野市政務活動費収支報告書（様式第4号）によるものとする。

2 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の保管)

第6条 会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日ま

で保管しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日規則第14号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日規則第8号)

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

長野市政務活動費交付申請書

年 月 日

長野市長 宛

会派名

代表者名



長野市政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により申請します。

1 会派結成年月日

2 経理責任者名

3 所属議員数 人（ 月1日現在）

4 交付申請額（ 年度分） 円

添付書類 所属議員の氏名を記した書類

様式第2号（第2条関係）

長野市政務活動費交付申請事項変更承認申請書

年 月 日

長野市長 宛

会派名

代表者名



長野市政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により申請します。

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交 付 申 請 額	円	円	

添付書類 所属議員数の変更にあつては、所属議員の氏名を記した書類

様式第3号（第4条関係）

長野市政務活動費交付請求書

年 月 日

長野市長 宛

会 派 名

代表者名 ㊟

長野市政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により政務活動費を請求します。

請求額 円

年度前（後）期分

長野市政務活動費収支報告書

年 月 日

長野市議会議長 様

代表者名

㊟

経理責任者名

長野市政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により提出します。

1 収 入

政務活動費 円

2 支 出

区 分	金 額	備 考
研究研修費	円	
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報・広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合 計		

注 備考欄には、支出の主たる内訳を記載すること。

3 収入支出差引残額 円